

令和 4 年 9 月 27 日

第 9 回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和4年9月27日(火) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 谷岡会長職務代理者  
中村委員 鍋島委員 古谷委員  
山口委員 堅田委員  
  
(推進委員6名) 高橋委員  
坂本委員 森田委員 谷本委員  
谷脇(督)委員 森光委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 谷脇(裕)委員  
(推進委員2名) 宮田委員 三本委員
5. 出席職員 (事務局4名) 濱口局長 坂本次長  
濱崎補佐 森本会計年度任用職員
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和4年第9回須崎市農業委員会総会を開催いたします。本日は議題が少ないですが、スムーズに運びたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>濱口局長</p> <p>本日は、12番谷脇（裕）委員、2番宮田委員、5番三本委員が欠席、となっています。新型コロナウイルス感染対策のため、議案説明は可能な範囲で簡略して、開催時間の短縮に努めさせていただきますので、ご理解をお願いします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意 見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は6番 坂本委員、9番 森田委員、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>濱口局長</p> <p><b>【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号2まで議案書をもとに朗読】</b></p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>関係委員のご意見ををお願いします。</p>
意 見	<p>1番 中村委員</p> <p>番号1、番号2について、森田委員と現地確認してきました。以前中西会長と現地確認へ行った資材置き場です。面積が広く、資材を置いているだけですので、総会で議論をしてから判断したいと思います。</p> <p>9番 森田委員</p> <p>現地は企業が資材の置き場所として借りており、非農地でいいと思います。</p>

	<p>中西会長 この土地は、現在資材置き場として借りている方が購入される予定なのでしょうか。</p> <p>9番 森田委員 そうだと思います。</p> <p>1番 中村委員 他の場所も非農地となっているかどうかです。</p>
議 長	<p>中西会長 皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願いします。</p>
審 議	<p>中西会長 他にご意見はありませんか。反対する意見がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。</p>
議 長	<p>中西会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>濱口局長 【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号2まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>濱口局長 番号1について、農地の区分につきましては、申請地は第1種農地となります。そのため、令和4年8月4日付で農業振興地域農用区域からの、除外の決定を受けての申請となります。関係条文は農地法第5条による転用となっています。地目は登記、現況共に田です。目的は自己用居宅を新築するもので、申請理由は、現在は土佐市で借家住まいをしていますが、手狭で不便であるため、申請地に自己住宅を建築するものです。申請地は自営</p>

の会社や両親の自宅が近く、環境も良く利便性が高いためとのことで、やむを得ないと認められます。

建築費は土地取得費が〇〇円、土地整地費が〇〇円、建築費が〇〇円、予備費、〇〇円、合計〇〇円を、市内金融機関より融資を受けての整備計画であり、資力に問題ないと判断します。

工期は許可日から令和5年8月31日までとなっており、確実性には特に問題がないと判断します。

計画面積の妥当性としては、建築面積124.62㎡、所要面積497.00㎡は、事業計画書、土地利用計画書より、必要な面積と判断します。

進入路は東側市道からの進入となりますが、管理課である建設課に許可届出の申請は不要であるとの確認をしてあります。

排水計画につきましては、雨水は、西側の市用水路に排水、庭は砂利敷きのため、地下へ自然浸透するようになっております。生活排水は、合併浄化槽で浄化後、西側の市用水路に排水、市管理の用水路への排水につきましては、管理課である建設課に許可届出の申請は不要であるとの確認をしてあります。

周辺農地は5筆あり、その全てについて所有者から同意済みです。

番号2につきましては、先程非農地証明の申請があった土地の周辺地となります。農地の区分につきましては、申請地は第1種農地となります。そのため、令和4年8月4日付で農業振興地域農用区域からの、除外の決定を受けての申請となります。関係条文は農地法第5条による転用となっています。地目は登記が田4筆畑2筆、現況は田5筆畑1筆です。転用の目的は、現在は、隣地でブロック工場を運営していますが、製品の種類が需要の多様化で年々増加しており、製品の置き場が不足していることから、申請地を造成し、資材置き場として活用するもので、やむを得ないものと認められます。

建築費は、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、合計〇〇円は、全額自己資金からの整備計画であり、資力に問題はないと判断します。

工期は許可日から1年間となっており、確実性について特に問題はないと判断します。

造成面積1443.00㎡は事業計画書、土地利用計画書より必要な面積と判断します。

進入路は、東側市道からの進入となりますが、管理課である建設課に許可届出の申請は不要であるとの確認をしてあります。また、申請地は土地計画区域外であり、新たに建築物を建設するものではない事から、県や市に申請や届け出は、現時点では必要ないと確認をしてあります。

排水計画につきましては、整地計画により一部は砂利敷き、残地は土敷きであり、雨水は地下に自然浸透、製品置き場の為生活排水等の汚水排水はない事から、問題はないと判断します。

周辺農地は4筆ありますが、その全てから同意を得ていることから問題はないと判断します。

議 長	中西会長 2件とも当初から、申請通りの目的で農業振興地域農用区域からの除外をしたものとなっています。何かご意見があればお願いします。
審 議	中西会長 何かご意見等はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
そ の 他	中西会長 追加で、前回保留にしていた農地法第4条の申請ですが、始末書が提出されたとのことですので、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、保留となっていた農地法第4条の申請については、農地法第4条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
議 長	中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	坂本次長 活動記録簿について
閉会宣言	中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第9回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 2時25分

その真正なることを証して署名する。

議 長

6 番

9 番